

道府県フォローアップ結果（集落協定）

道府県名	大分県
------	-----

1. 集落マスタープランに係る活動

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況			
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし	交付停止 (予定を含む)
△と評価した協定数	1	1	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0
合計	1	1	0	0	0

2. 農業生産活動等として取り組むべき事項

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし	交付停止 (予定を含む)	交付金返還 (予定を含む)
(1)耕作放棄の防止等の活動						
△と評価した協定数	2	2	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	2	2	0	0	0	0
(2)水路・農道等の管理						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
(3)多面的機能を増進する活動						
△と評価した協定数	1	1	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	0	0	0	0

1及び2について県の総合的な所見

中間年評価（R4実施）において、△（市町村による指導が必要）とされた4協定については全て改善済みとなった。最終年に向け引き続きマスタープランに係る活動、農業生産活動として取り組むべき事項等、協定に定めた事項を遵守するよう県及び市町が指導を行う。

1及び2について第三者機関の意見等

○指導の効果もあったと思われるが、引き続き助言をお願いしたい。

○現場の実態はもっと厳しい状況にあると思われる。県下の中山間地域は高齢化、人手不足で農地管理、農業生産が行き詰っている実態を伺う。行政は次代に向けて中山間地の農業経営が継続できる視点をもって最終年に向けて指導を徹底して欲しい。R7からの第6期対策が正念場との危機意識をもって対応して欲しい。

○一般論として△が解消されたことは評価できる。なぜ△だったのか、例えば原因は協定役員の高齢化なのか、市町村のマンパワー不足なのか、制度の複雑さなのか等を分析整理し、今後の積極的な行政支援に活かしてもらいたい。

3. 集落戦略の作成状況

(1) 集落戦略の作成状況

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし	交付停止	交付金返還
					(予定を含む)	(予定を含む)
△と評価した協定数	76	31	45	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	76	31	45	0	0	0

(2) 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし	交付停止	交付金返還
					(予定を含む)	(予定を含む)
△と評価した協定数	528	360	168	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	528	360	168	0	0	0

3について県の総合的な所見

・集落戦略の作成状況について、中間年評価（R4実施）に△（最終年までの作成に不安がある）とされた76協定の状況は、31協定（4割）で作成済みとなった。作成見込みありの45協定（6割）については引き続き県及び市町から重点的な指導が必要。

・話し合いに用いる地図の作成状況について、中間年評価（R4実施）に△（最終年までの作成に不安がある）とされた528協定の状況は、360協定（7割）で作成済みとなった。作成見込みありの168協定（3割）については引き続き県及び市町から通じて重点的な指導が必要。

3について第三者機関の意見等

○地図の作成状況が改善の見込みありの協定について、協定内の話し合い回数を増やす等、期間内に作成できるよう助言をお願いしたい。

○第5期対策の最終年までに真の「集落戦略の作成」が出来るかがポイントと考える。集落全員が集まり、地図上の農地に次代の担い手の顔が見える所まで論議することが大切、行政はもっと現場に出向き、住民・農家の声を聴いた後、今後の農地管理の方向性を示されるよう指導してほしい。一部地域では集落戦略を小学校区ごとに広域で整備すると聞くが、集落戦略はやはり集落ごとに、農地と担い手の顔が見える単位で論議しなければ「農地と担い手のマッチングという」現場での実効性は無いのではないか。

○集落戦略及び地図について、地域内でしっかりと話し合いがなされできあがっているか、行政と地域が連携を取り、第6期に向けて集落内の農地が維持されるよう策定して欲しい。

4. 加算措置の目標の達成状況

中間年評価における 市町村の評価結果	最終評価における改善状況					
	①改善済み	②改善の見込みあり	③改善の見込みなし			
			交付停止 (予定を含む)		交付金返還 (予定を含む)	
(1)棚田地域振興活動加算						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
(2)超急傾斜農地保全管理加算						
△と評価した協定数	1	1	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	0	0	0	0
(3)集落協定広域化加算						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
(4)集落機能強化加算						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
(5)生産性向上加算						
△と評価した協定数	2	0	2	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	2	0	2	0	0	0

4について県の総合的な所見

- ・超急傾斜加算について、中間年評価（R4実施）において△（市町村の指導が必要）とされた1協定の状況は改善済みとなった。引き続き目標達成状況を維持するよう県及び市町村からの指導が必要。
- ・生産性向上加算について、中間年評価（R4実施）において△（市町村の指導が必要）とされた2協定の状況は改善見込みありとなった。最終年までに目標達成となるよう県及び市町村から積極的な指導が必要。

4について第三者機関の意見等

○改善の進捗状況を把握しながら助言を行い、期間内に達成をお願いしたい。

○超急傾斜農地保全加算に取り組む集落にあっては、目標達成が維持されるよう努力してほしい。
行政は「改善済み」の実態を現地で確認し、引き続き必要な指導をフォローアップすることが大切と考える。